

議案第 176 号

大崎市議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり、大崎市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

平成 20 年 12 月 9 日

大崎市議会議長 青 沼 智 雄 様

提出者	大崎市議会議員	三 神 祐 司
賛成者	〃	相 澤 孝 弘
〃	〃	小 沢 和 悦
〃	〃	中 鉢 和 三 郎
〃	〃	中 村 一 彦
〃	〃	笠 原 校 藏
〃	〃	門 脇 憲 男
〃	〃	氷 室 勝 好
〃	〃	晴 山 宗 規
〃	〃	佐 藤 昭 一

大崎市議会会議規則の一部を改正する規則

大崎市議会会議規則（平成18年大崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第7章 議員の派遣（第158条）
第8章 補則（第159条）」 を

「第7章 協議又は調整を行うための場（第158条）
第8章 議員の派遣（第159条） に改める。
第9章 補則（第160条）」

第8章中第159条を第160条とし、同章を第9章とし、第7章中第158条を第159条とし、同章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場
(協議又は調整を行うための場)

第158条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第158条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
議員全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため	全議員	議長
会派代表者会議	会派間の意見調整その他議会の運営上必要と認める事項について協議又は調整を行うため	議長、副議長及び会派の代表者	議長

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。